

会議の名称	議会運営委員会 協 議 会	開催月日・令和7年9月29日 開会時間・午前・午後10時00分 閉会時間・午前・午後10時21分
出席者	南谷 佳寛 豊島 保夫 野口 佳宏 後藤 徹 安藤 誠 河崎 周平	
欠席者		
オブザーバー	議長 後藤 國弘 副議長 安井 智子	
傍聴者	花村 隆 藤川 貴雄	
説明のために出席した者	國枝副市長 高橋総務部長 藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加議案について</li> <li>・議事運営について</li> <li>・その他</li> </ul>	

【開会＝午前 10 時 00 分】

南谷佳寛委員長

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。本日の審議事項は、タブレット端末の議会運営委員会フォルダに格納したとおり、追加議案についてであります。

追加議案について、執行部から説明願います。

國枝副市長

今定例会において、追加議案のご審議をお願いすることとなりましたので、よろしく願いいたします。付議する案件の内訳は、条例の一部改正 1 件でございます。説明をさせていただきます。

追加議案書の 3 ページをお願いします。議第 75 号「羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について」でございます。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係、内閣府の整備等に関する内閣府令の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の内容といたしましては、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について、児童福祉法の改正が行われ、同法の規定に項ずれが生じたので、条例中の引用箇所等を改めるものでございます。

なお、当該条例改正にかかる内閣府令が 9 月 10 日に交付され、そして 10 月 1 日が施行であるために、最終日に追加議案として議決をお願いするものでございます。この条例は公布の日に施行するものです。

以上、今定例会においてご審議をお願いする追加議案について、その概略を説明いたしました。よろしく願いいたします。

南谷佳寛委員長

ご質問等はよろしいですか。

〔発言する者なし〕

執行部は退席していただいて結構です。

〔執行部退席〕

南谷佳寛委員長

最終日の発議について、提出者から説明を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

南谷佳寛委員長	始めに民生文教委員長から説明願います。
後藤徹民生文教委員長	<p>「発議第 10 号 公立医療機関等の厳しい経営状況に対する支援策を求める意見書案」をご覧ください。提案理由を説明いたします。</p> <p>公立医療機関の経営は、人件費や材料費等の物価の高騰により、経営コストが大幅に増加する一方で、診療報酬は公定価格であり、費用の増加分を診療費に転嫁できないことから、急速に経営状況が悪化しています。</p> <p>こうした状況が続けば、地域で必要とされる医療が困難となるばかりか、地域全体の医療体制が崩壊し、住民の生命と健康が脅かされる事態も懸念されます。</p> <p>このため、地方の公立医療機関等が医療サービスを持続的に提供できる支援体制の構築を求め、令和 8 年度診療報酬改定において、物価・賃金の上昇を反映した改定、緊急的な財政支援措置、入院基本料やベースアップ評価料の大幅な改善、資金繰りの円滑化に資するための地方債を含めた幅広い財政支援を要望する内容となっています。</p> <p>この内容で、議会最終日に民生文教委員会から意見書を提出したいと存じますので、よろしく願います。</p>
南谷佳寛委員長	よろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と発言する者あり〕
南谷佳寛委員長	次に、同じく発議について、提出者の野口議員から説明願います。
野口議員	<p>「女性差別撤廃条約選択議定書早期批准を求める意見書」についてご説明いたします。</p> <p>内容等については、意見書にまとめさせていただいたとおりでございますが、我が国は女性差別撤廃条約を 1985 年に批准をしております。</p> <p>しかし、女性差別撤廃条約の実効性を高める女性差別撤廃条約選択議定書については批准していません。</p> <p>この付属条約でもある女性差別撤廃条約選択議定書に批准しなければ、個人通報制度や調査制度が利用できない状況にあります。</p> <p>そのため、意見書を提出させていただいて、早期批准を関係省庁に求めるものであります。</p>

南谷佳寛委員長	<p>ご参考までに、2025年9月現在で、389の府県・市町村議会において同様の意見書が提出され、可決に至っております。</p>
南谷佳寛委員長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と発言する者あり〕</p>
議会事務局長	<p>続いて、先ほど副市長から説明のありました追加議案の取扱を含めた議事運営について、局長、説明願います。</p> <p>議会最終日における追加議案の取扱及び議事運営について説明いたします。</p> <p>最終日は、まず議会運営委員会の委員長報告をしていただき、お手元に配付してあります議事日程のとおり、現在審議中の「日程第2 議第57号」から「日程第25 認第8号」を採決まで進めていただきます。</p> <p>続いて、先ほど副市長から説明のありました追加議案を日程に追加し、「議第75号 羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について」を議題とし、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論を行い、採決まで進めていただきます。</p> <p>なお、追加議案については、議会運営委員会終了後、タブレットに配付し、全議員にお知らせしますので、ご承知おきください。</p> <p>次に、民生文教委員会から発議する「日程第26 発議第10号」を議題とし、委員長から提案説明を願い、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決と進めていただきます。</p> <p>その後、議員発議の「日程第27 発議第11号」を議題とし、提出者から提案説明を願い、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決へと進めていただきます。</p> <p>最後に、「日程第28 議員派遣」については、11月10日に不二羽島文化センターで開催されます、中濃十市議長会議員研修会を議題といたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本会議最終日の会議について説明させていただきます。本会議終了後、第1委員会室において全員協議会を開催し、その後、議会運営委員会を開催、続いて広報広聴委員会を開催しますので、よろしく願いいたします。</p>

南谷佳寛委員長	<p>局長から説明のあったとおりに進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と発言する者あり〕</p>
南谷佳寛委員長	<p>では、そのように取り計らうことといたします。議長、何かありますか。</p>
後藤國弘議長	<p>議会運営委員会において協議していただきたい事項がございます。</p> <p>一般質問などで議員が使用される紙や画像などの資料について、議長に提出する期限を設定したいと考えています。</p> <p>現状、議員が議場で資料を使用する間際まで、その正確性や表記の確認等に時間を費やしており、そのことで間違った資料が議場等において公開される危険があることから、資料の提出期限を設け、十分な検証を行う時間が必要であると考えたものであります。</p> <p>例えば、一般質問において使用する資料は要旨通告書の提出と同時に、一般質問以外の場で使用する資料は使用する日の1週間前までに設定する方法を考えております。</p> <p>このことについて、議会運営委員会で協議、決定していただきたいと思っております。</p> <p>今回、栗津議員が資料を配付されましたが、質問の前日の夕方に事務局に持ってこられたので、資料の確認がなかなかできない状況でした。</p> <p>そのため、資料を出す場合は、例えば通告書と同時に提出していただき、実際に一般質問で配付するまでの間に、議会事務局で資料の確認をする形にしてはどうかという提案です。</p> <p>議会運営委員会で決めていただいで、次回から期限を設けたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
野口委員	<p>賛成です。前議長を務めていたときにも、栗津議員に対して注意をさせていただいたのですが、全く守られないということがあり、議会事務局だけでなく担当課にも大変な負担がかかるのです。</p> <p>注意しているのに、自分が一般質問を行う前日に、「これ資料として配付したい」という感じで提出している状況なので、しっかり定めたほうが良いと思います。</p> <p>皆さんもご覧になったように栗津議員の資料は数字がかなり羅列されておりましたし、あのような資料を前日に提出</p>

河崎委員	<p>することは、正直言ってマナーやモラルがないなという感覚さえ覚えます。</p> <p>このようなことまでルールで決めなければならないのかという思いもなくはないですが、議長の言うことも守らないので、ルールを作るしかないという状況まで来ていると思います、賛成いたします。</p> <p>普通の議員であれば、担当課と意見交換等をしていればどういった資料を示すべきか分かりますので、通告書と同時で問題ないと思います。</p> <p>私も賛成ですが一点だけ。内容を確認されるということですが、例えば数字の精査について、事務局がその部分の責任を負うということは、若干話がずれてくるのかなと思います。</p> <p>あくまで提出した議員側が責任を持つことは今までと変わらず、提出期限だけを決める形のほうがいいのではないのでしょうか。そうでないと、「これは事務局が認めた数字だ」と主張されてしまう問題も出てくるのかなと思います。</p> <p>また、担当課との調整をしていく中で、資料の修正が入ることもあるかと思っておりますので、基本的には通告書と一緒に出す形で、差し替えがある場合の期日も別途設ける形が望ましいかと思っております。</p>
豊島委員	<p>議長の発案について、全く異議はありません。</p> <p>日付が曖昧ではいけないので、一般質問通告書と同時に提出するというのを、明快にルールとして全議員に周知することにも賛成です。</p> <p>私も過去に提出したことがあります、私は数字やデータではなく、写真を2度ほど配付させてもらいました。現場の写真ですから、間違っているとかはありませんので、議長の発案に賛成です。</p>
安藤委員	<p>その資料に疑義がある場合の取扱いも決めたほうがいいのではないのでしょうか。</p> <p>議長権限で配付を認めないのか、議会として対応するのか、ルール化したほうがいいと思います、その取扱いに異議を唱える議員もいると思うので。</p>
後藤國弘議長	<p>資料の内容については、今回の栗津議員の場合もそうですが、議会事務局が精査したわけではなく、病院事務局に確認をとって、病院事務局から数字の間違いはないという</p>

<p>議会総務課長</p>	<p>返事を得たので、資料を配付しました。</p> <p>ですので、数字等の内容については担当課に精査していただこうと思っております。写真等に関しては、著作権等を侵害しないのか、豊島議員のようにご自身で撮った写真なら問題ないのですが、出典も含めて精査したいと考えております。</p> <p>議場で公開するものですので、しっかりと精査して、仮に問題がある場合は、議会運営委員会に諮ってお認めいただく形がいいと思います。</p> <p>担当課の確認についてですが、今回は任意で病院事務局に確認していただきました。</p> <p>担当課としても、明らかな数字の誤りであれば指摘できると思いますが、資料によっては十分に精査できない場合もあると思います。そこまで担当課として責任を負えない部分もありますし、資料の責任の所在は議員にある形でない、担当課も対処しきれない可能性があります</p>
<p>野口委員</p>	<p>河崎委員から話があった差し替えの期日については考えたほうがいいのかもかもしれません。前日に差し替え可能となってしまうかもしれないですし、担当課との調整の中で変わってくることもあると思うので。</p>
<p>南谷佳寛委員長</p>	<p>前日に資料を提出するという事は、次回から認めないようにすべきです。通告書と一緒に提出した資料が間違っているなら、期間中に訂正した資料に差し替えればよいと思います。</p>
<p>河崎委員</p>	<p>一般質問の通告期限が前倒しになりましたし、資料が若干変わる可能性も残しておかなければいけない部分だと思います。</p> <p>例えば、議会初日までに差し替えがあれば再提出する形にすれば、ある程度時間もあります。過去を振り返れば、議会初日が一般質問の通告期限だったこともあるので、そのようなタイムスケジュールだといいいのではないのでしょうか。</p> <p>もし悪意ある議員がいると、前日に差し替えることになりかねないので、そこは明確にしたほうがいいと思います。</p>
<p>後藤國弘議長</p>	<p>差し替えを認めると、当初と違う資料が出てくる可能性がある、修正のみにしていただきたいと思っております。</p>

	<p>微な修正は議会初日までをお願いしますということで。</p>
南谷佳寛委員長	<p>様々な意見が出ましたが、そのように取り計らうことでよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と発言する者あり〕</p>
豊島委員	<p>全議員への通達は全員協議会などで、行っていただきたいです。12月定例会の直前では困りますから。</p>
南谷佳寛委員長	<p>分かりました。 副議長、何かありますか。</p>
安井副議長	<p>円滑に進めていただけるようお願いいたします。</p>
南谷佳寛委員長	<p>議会運営委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。</p> <p style="text-align: right;">【閉会＝午前 10 時 21 分】</p>